平成２５年（フ）第１７０号
長野県安曇野市三郷明盛152番地20
債務者　小林　良信
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９０７号
京都府長岡京市友岡４丁目17番３号　第３山王ハイツ201、前住所大阪府守口市大日東町28番30―503号
債務者　青谷　千歳（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１４号
京都市伏見区淀際目町432番地８　201
債務者　星野　福三
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９５０号
京都市右京区鳴滝音戸山町４番、５番合地
債務者　ほっかほっか亭下津林店ことほっかほっか亭桂店こと　三林　正明
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３７号
京都市山科区音羽野田町１番地６　音羽マンションＡ棟513号
債務者　福本久美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
徳島市富田橋８丁目１番地の１　メルクマール眉山東909号
債務者　山本　絹子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市潤野120番地37
債務者　林　まり子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３３４号
大分市大字上宗方1625番地の22
債務者　糸園　貴子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
大分市大字森267番地の５　レオパレスサンライズ壱番館105
債務者　吉良志津枝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４９号
大分市大字猪野347番地の１
債務者　藤木　真吾
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
宮崎県延岡市昭和町２丁目82番地　幸栄ハイツ203
債務者　甲斐　年代
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１８１号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島101番地
債務者　藤田　晃子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
福島県郡山市片平町字庚坦原14番地の111
債務者　大岩　邦彦
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
福島県郡山市小原田３丁目18―７　アネックスミカド102号室、住民票上の住所新潟県三条市北五百川56番地２
債務者　山﨑　考一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
山口県柳井市柳井4393番地
債務者　伊藤　眞一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４９号
山口県柳井市山根24番１号
債務者　西田　督子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３７２５号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目12番24号　ファヴール弥刀301号
債務者　谷合　隆史
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部